

2014年 6月 9日

No.206

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

6月5日(木)、総務委員会において行政不服審査法案と、関連法案の審議が行われました。3日(火)には法案について宇賀克也・東京大学教授と齋藤浩・弁護士から意見陳述を受け、質疑も行われました。**又市議員**は、不服審査における審査員の独立性確保をどのように行うべきか、また今回維持された不服申立人適格制度や今後の検討課題となった団体争訟制度の導入についての意見を求めました。

入管法の改正案は、申請者の権利を侵す危険があるのではないか

又市議員は、現在、「難民認定制度に関する専門部会」が設けられ認定制度の改革が議論されているが、今回の改正は専門部会の議論に影響を与えるのではないか。また今後の難民認定制度について、専門部会での結論、国際的基準に照らし適切なものに改正されるべきだと主張しました。さらに今回の改正案は、意見陳述を難民審査員が拒否できる事例が抽象的であり、申請者の権利を侵害する恐れがあると指摘しました。

これに対し法務省大臣官房審議官は、今回の改正は専門部会の議論に影響を与えないこと、今後の改正の方向性についても概ね**又市議員**の意見に同意しました。また今回の入管法の改正については、解釈に疑念が生じないように行うものであり、運用面において実質的な変化はないと答弁しました。

又市議員は、去年の難民認定申請者が3260人にのぼりながら認定された人が僅か6人、0.1%であることを指摘し、今後、難民認定率が改善されるよう強く求めました。

労災・公務災害補償の不服審査の改善を求める



次に**又市議員**は、2008年に提案され廃案となった行政不服審査法関連法案では、労災・公務災害補償制度が大きく改悪されようとしたが、今回は現行通りとなったことを評価しました。同時に、審査官が専門性、独立性、市民目線を持つことが重要であり、厚労省の職員が審査官である現状を改善するように求めました。さらに厚労大臣所管の労働保険審査会は廃止し、労使の参与制度は存続しつつ、各都道府県の労働局ごとに独立した第三者機関の地方一審制を目指すべきであると提言しました。そのために改正案の5年後の見直し規定に沿って、労災・公務災害補償制度の不服審査も見直すように求めました。

これに対し厚労省労災補償部長は、労使の代表が意見を聴取する等、公平を担保しており、今回の改正によって審査請求に係る処分に関与した者は審査官から除外するので、さらに公正性が担保されるとの答弁にとどまりました。公務災害補償制度、労働保険審査会の5年後の見直しについては、関口・総務副大臣、厚労省労災補償部長ともに、今後の行政不服審査法の見直し状況に応じて、適切に対応するとの消極的な態度でした。

又市議員は、不服審査の審査結果までに5～6年かかり、しかも救済されるのは、労働保険審査会で5%前後、基金本部審査会で9%前後と極めて少数である実態を指摘し、この現状を改善するように強く要請しました。